

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市公民館類似施設等補助金交付規則の一部を改正する規則【総務市民局地域・人づくり部生涯学習課】 3

◇ 告 示

- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】 5
- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】 6
- 徴収事務の委託【教育委員会中央図書館運営企画課】 7

◇ 公 告

- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 8
- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】 1 0
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【会計室】 1 1

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨【行政委員会事務局選挙課】 1 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市公民館類似施設等補助金交付規則の一部を改正する規則

- 1 解体費補助金の交付について、200万円を限度とすることにしました。
- 2 改修費補助金の3回目以降の交付について、前回交付後20年を経過したものに対し行うことにしました。
- 3 新設費補助金の交付について、対象を既存施設の建て替え又は移設に限ることとし、名称を建替費補助金に改めることにしました。
- 4 設置費補助金の交付について、建物延面積又は増築面積150平方メートル未満のものは200万円、建物延面積又は増築面積150平方メートル以上のものは400万円を限度とすることにしました。

この規則のうち、1から3までについては令和7年5月20日から、4については令和10年4月1日から施行することにしました。

北九州市公民館類似施設等補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 3 8 号

北九州市公民館類似施設等補助金交付規則の一部を改正する規則

北九州市公民館類似施設等補助金交付規則（昭和 4 4 年北九州市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「新設費補助金」を「建替費補助金」に改め、「新築、増改築又は買収の方法により設置される」を削り、「設置に対する」を「建て替え又は移設に要する」に改め、同条第 2 号中「改修を」を「改修に」に改め、同条第 3 号中「新設費補助金」を「建替費補助金」に改める。

第 4 条第 1 号アからエまで以外の部分中「3 0 0 万円」を「2 0 0 万円」に、「5 0 0 万円」を「4 0 0 万円」に改め、同条第 2 号アからオまで以外の部分中「とし、2 回限り交付する」を「とする」に改め、同号オ中「及びイ」を「からウまで」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 3 回目以降の交付は、前回の改修費補助金の交付後 2 0 年を経過したものに対し行うものとする。

第 4 条第 5 号ア及びイ以外の部分中「1 0 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同号イ中「増改築、改修又は移設」を「建て替え、移設、増改築又は改修」に改める。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 7 条第 1 項第 4 号中「新設費補助金」を「建替費補助金」に改める。

第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（電子情報処理組織による申請等）

第 9 条 市長は、第 5 条に規定する申請書の提出及び第 7 条に規定する報告書の提出（以下「申請等」という。）については、第 5 条及び第 7 条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請等を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等は、同項の市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に申請等があったものとみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1号の改正規定は、令和10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条、第4条（第1号を除く。）、第5条及び第7条の規定は、この規則の施行の日以後に補助金の交付の申請をする者について適用し、同日前に補助金の交付の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条第1号の規定は、令和10年4月1日以後に補助金の交付の申請をする者について適用し、同日前に補助金の交付の申請をした者については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度に限り、解体費補助金の交付の申請をしようとする者に対する改正後の北九州市公民館類似施設等補助金交付規則の規定の適用については、同規則第5条第5項各号列記以外の部分中「4月30日」とあるのは、「11月30日」とする。

北九州市告示第 2 4 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
6 7 6 4	楠橋楠 北 1 号 線	前	八幡西区大字楠橋 4 7 4 3 番 2 地先から 八幡西区楠北三丁目 2 5 6 8 番 1 まで	14.0 ～ 43.85	380.0
		後	八幡西区大字楠橋 4 7 4 3 番 2 地先から 八幡西区楠北三丁目 2 5 6 8 番 1 まで	14.0 ～ 43.85	380.0

北九州市告示第 2 4 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 7 年 5 月 2 0 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
6 7 6 4	楠橋楠北 1 号線	八幡西区大字楠橋 4 7 4 3 番 2 地先から 八幡西区楠北三丁目 2 5 6 8 番 1 まで

北九州市告示第 2 4 7 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、駐車場使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 5 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
小倉南図書館	日本施設協会 ・図書館流通 センター共同 事業体 代表 者 株式会社 日本施設協会	北九州市小倉 北区日明五丁 目 4 番 9 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日ま で
八幡図書館	株式会社図書 館流通センタ ー北九州営業 所	北九州市八幡 西区黒崎城石 1 番 1 号	
八幡西図書館	株式会社黒崎 コミュニティ サービス	北九州市小倉 北区米町二丁 目 2 番 1 号	

北九州市公告第 3 3 6 号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容	購入品目及び数量	こくら丸 中間検査及び補修 1 式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期間	令和 7 年 6 月 2 3 日から令和 7 年 7 月 1 1 日
	納入場所	渡船事業所（北九州市戸畑区北鳥旗町 1 1 番 1 号）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注 1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	令和 5 年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した 1 件 1 6 0 万円（令和 7 年度は 1 件 3 0 0 万円）を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	（1）本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 （2）総トン数が 2 0 トン以上の旅客船の中間検査または、定期検査の履行実績が過去 5 年以内にあること。 （3）自社にて、アフターサービス・メンテナンスの体制を構築し、修繕対応が可能であり、不慮の故障などが発生した場合、迅速な対応が可能であること。 （4）対象船舶を検査及び補修するために必要な建造用等の船台を自社で現に有し、その船台を当該中間検査及び補修に使用できること。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注 2）の毎日午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から令和 7 年 5 月 2 8 日まで（注 2）の毎日午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで	
5 入札書の受付期間	令和 7 年 6 月 5 日から同月 1 3 日まで（注 2）の毎日午前 9 時から午後 7 時まで及び同月 1 6 日午前 9 時から午前 1 0 時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和 7 年 6 月 1 6 日午前 1 0 時 1 0 分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	入札価格の 1 0 0 分の 5 以上の額。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	契約保証金	契約金額の 1 0 0 分の 5 以上の額。ただし、契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第 1 3 条第 1 項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
1 0 その他	（1） この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札 （3） 契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第 1 0 条各号のいずれかに該当する入札 （1） この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書及び仕様書は、北九州市技術監理局契約部ホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難い場合は、第 3 項に示す場所及び期間において無償で交付する。 （3） この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 （4） 原則として、入札者名義の I C カード（注 3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 （5） この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 0	

17) とする。

注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。

北九州市公告第 3 3 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 7 年 5 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区長行西一丁目 2 5 8 1 番 1 及び 2 5 8 1 番 5 から 2 5 8 1 番 1 7 まで	北九州市小倉南区大字新道寺 1 2 0 4 番地 有限会社細川工業 取締役 細川陽晋
北九州市八幡西区大字野面 1 4 8 6 番 1 、 1 4 8 7 番 1 及び 1 4 8 7 番 4	北九州市八幡西区大字野面 1 4 8 9 番地 松尾洋助

北九州市公告第 3 4 3 号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 2 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 委託内容

- (1) 業務名 領収済通知書等データエントリー業務委託
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで
- (4) 履行場所 北九州市が指定する場所
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする委託契約と類似する業務について、この公告の日前 2 年間に、国、地方公共団体等の官公署から受託した実績があること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市会計室

イ 期間 この公告の日から令和7年5月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに競争参加申出書を提出しなければならない。

イ 競争参加申出書の提出は、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 競争参加申出書を提出する場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市会計室

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和7年5月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和7年5月30日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和7年6月4日午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ その他入札の条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市会計室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2513

北九州市選挙管理委員会告示第19号

令和7年1月26日執行の北九州市議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する第3回目の収支報告書の要旨は、別紙のとおりである。

令和7年5月20日

北九州市選挙管理委員会
委員長 新 上 健 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和7年1月26日執行 北九州市議会議員一般選挙（小倉北区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 5,728,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	宇都宮 亮	所属党派	国民民主党	期間	令和7年 2月27日	から	第3回分
出納責任者氏名	本山 貴春				令和7年 4月22日	まで	
収 入 主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)				支 出			
0 円				人件費 0 円			
				家屋費			
				選挙事務所費 0			
				集合会場費 0			
				通信費 2,489			
				交通費 0			
				印刷費 27,894			
				広告費 467,830			
				文具費 0			
その他の寄附 0 件 0				食糧費 0			
				休泊費 0			
その他の収入 472,862				雑費 114,579			
今回計 472,862				今回計 612,792			
前回計 800,000				前回計 1,693,462			
総計 1,272,862				総計 2,306,254			
支出のうち 公費負担相当額		項目		金 額			
		ビラの作成		61,840 円			
		ポスターの作成		971,552 円			
報告書受理年月日		令和7年4月28日				第3回報告分	

候補者氏名	木村 年伸	所属党派	自由民主党	期間	令和7年 2月13日	から	第3回分
出納責任者氏名	黒水 尚子				令和7年 3月9日	まで	
収入 主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)				支出 人件費 10,000 円 家屋費 選挙事務所費 0 集合会場費 0 通信費 0 交通費 0 印刷費 0 広告費 0 文具費 0 その他の寄附 0 件 0 その他の収入 0 今回計 0 前回計 4,027,000 総計 4,027,000			
				食糧費 0 休泊費 0 雑費 30,000 今回計 40,000 前回計 2,128,676 総計 2,168,676			
支出のうち 公費負担相当額		項目			金 額		
		ビラの作成			56,800 円		
		ポスターの作成			631,620 円		
報告書受理年月日		令和7年3月12日			第3回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和7年1月26日執行 北九州市議会議員一般選挙（若松区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
（法定選挙運動費用額） 5,660,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名			野村 まゆみ	所属党派	無所属	令和7年 2月26日			から	第3回分
出納責任者氏名			野村 陽一			令和7年 3月5日			まで	
収入 主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)						支出				
0 円						人件費				0 円
						家屋費				
						選挙事務所費				0
						集合会場費				0
						通信費				3,627
						交通費				0
						印刷費				0
						広告費				0
						文具費				0
その他の寄附 0 件						食糧費				0
						休泊費				0
その他の収入						雑費				495
0										
今 回 計						今 回 計				4,122
前 回 計						前 回 計				1,596,427
総 計						総 計				1,600,549
支出のうち			項目			金 額				
公費負担相当額			ビラの作成			61,840 円				
			ポスターの作成			361,900 円				
報告書受理年月日			令和7年3月11日			第3回報告分				